## 随意契約理由書

工事名:一級河川 芥川 倒木撤去応急工事(R2)

本工事は、令和2年7月8日の大雨の影響により発生した、一級河川芥川の 高槻市出灰地区における河道内の倒木により、今後河道が閉塞されることが想 定されるため、二次災害を防ぐべく緊急工事を行うものである。

現場は約 200m に渡り、河道内に倒木が流出しており、直ちに応急工事を行わなければ、今後の大規模な降雨によりその倒木による河道閉塞が発生することが考えられる。

このため、直ちに発注する必要がある「特に急迫を要する緊急工事」として、 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき緊急随意契約を行うも のである。

なお、施工業者については、災害時施工能力事前審査認定業者の登録を受け、 当該地の近くに営業所があり、緊急に資機材及び人員の調達及び速やかな工事 着工が可能で、当該地において平成30年度に倒木撤去の受注実績のある乾開 発工業株式会社を選定するものである。